

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年5月30日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(免許申請における提示書類)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 法第108条の2第1項第2号に規定する講習(以下「取消処分者講習」という。)を受けた者は、免許申請の際、第26条第4項又は第5項の規定により交付を受けた<u>取消処分者講習終了証明書</u>(別記様式第7の11)を提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(技能試験等)</p> <p>第21条 <u>規則第18条の2の3第1項</u>に規定する技能検査及び規則第24条に規定する技能試験並びに規則第18条の5の規定による技能審査及び令第34条の4第1項の規定による技能確認(次条において「技能試験等」という。)は、別に定める基準により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(運転免許証の更新申請における申請写真の省略)</p> <p>第24条の3 <u>規則第29条第3項(第29条の2第3項</u>において準用する場合を含む。)の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、佐渡支所又は上越警察署において法第101条第1項に規定する運転免許証の更新申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(講習の申出等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる講習を実施したときは、当該講習を受けた者に対し、それぞれ当該各号に定める<u>証明書又は証書</u>を交付するものとする。</p> <p>(1) 取消処分者講習 <u>取消処分者講習終了証明</u></p>	<p style="text-align: center;">(免許申請における提示書類)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 法第108条の2第1項第2号に規定する講習(以下「取消処分者講習」という。)を受けた者は、免許申請の際、第26条第4項又は第5項の規定により交付を受けた<u>取消処分者講習終了証書</u>(別記様式第7の11)を提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(技能試験等)</p> <p>第21条 <u>規則第18条の2の2第1項</u>に規定する技能検査及び規則第24条に規定する技能試験並びに規則第18条の5の規定による技能審査及び令第34条の4第1項の規定による技能確認(次条において「技能試験等」という。)は、別に定める基準により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(運転免許証の更新申請における申請写真の省略)</p> <p>第24条の3 <u>規則第29条第3項(第29条の2第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、佐渡支所又は上越警察署において法第101条第1項に規定する運転免許証の更新申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(講習の申出等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる講習を実施したときは、当該講習を受けた者に対し、それぞれ当該各号に定める証書を交付するものとする。</p> <p>(1) 取消処分者講習 <u>取消処分者講習終了証書</u></p>

書

(2)・(3) (略)

5 指定講習機関は、次の各号に掲げる講習を実施したときは、当該講習を受けた者に対し、それぞれ当該各号に定める証明書又は証書を交付するものとする。

(1) 取消処分者講習 取消処分者講習終了証明書

(2) (略)

6 前2項の規定により交付を受けた取消処分者講習終了証明書を亡失、滅失又は棄損し、取消処分者講習終了証明書の再交付を受けようとする者は、取消処分者講習終了証明書再交付申請書（別記様式第20）を提出しなければならない。この場合において、亡失、滅失又は棄損した取消処分者講習終了証明書が指定講習機関から交付を受けたものであるときは、当該取消処分者講習終了証明書を交付した指定講習機関に提出しなければならない。

別記様式第7の11

(略)
<u>取消処分者講習終了証明書</u>
住所
(略)
(略)

別記様式第14

取消処分者講習申請書
(略)
(略)
住所
(略)

備考 1 氏名、生年月日及び住所の欄は、明瞭に楷書で記載すること。

2・3 (略)

(略)

別記様式第20

取消処分者講習終了証明書再交付申請書
(略)
(略)
住所
(略)

備考 1 氏名、生年月日及び住所の欄は、明瞭に楷書で記載すること。

2 (略)

(略)

(2)・(3) (略)

5 指定講習機関は、次の各号に掲げる講習を実施したときは、当該講習を受けた者に対し、それぞれ当該各号に定める証書を交付するものとする。

(1) 取消処分者講習 取消処分者講習終了証書

(2) (略)

6 前2項の規定により交付を受けた取消処分者講習終了証書を亡失、滅失又は棄損し、取消処分者講習終了証書の再交付を受けようとする者は、取消処分者講習終了証書再交付申請書（別記様式第20）を提出しなければならない。この場合において、亡失、滅失又は棄損した取消処分者講習終了証書が指定講習機関から交付を受けたものであるときは、当該取消処分者講習終了証書を交付した指定講習機関に提出しなければならない。

別記様式第7の11

(略)
<u>取消処分者講習終了証書</u>
本籍
住所
(略)
(略)

別記様式第14

取消処分者講習申請書
(略)
(略)
本籍
住所
(略)

備考 1 氏名、生年月日、本籍及び住所の欄は、明りょうにかい書で記載すること。

2・3 (略)

(略)

別記様式第20

取消処分者講習終了証書再交付申請書
(略)
(略)
本籍
住所
(略)

備考 1 氏名、生年月日、本籍及び住所の欄は、明りょうにかい書で記載すること。

2 (略)

(略)

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。